

SAGA2024鹿島市実行委員会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規定は、SAGA2024鹿島市実行委員会会則（以下「会則」という。）第14条の規定に基づき、SAGA2024鹿島市実行委員会（以下「本会」という。）の事務局の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 事務局は、鹿島市教育委員会国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進室に置く。

(業務)

第3条 事務局は、本会に関する事務を処理する。

(職員)

第4条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局職員

2 事務局の職員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

3 会長は、特に必要があると認めるときは、鹿島市職員以外の者を事務局の職員として置くことができる。

4 事務局の職員は、会長が任免する。

(所掌事務)

第5条 事務局の所掌事務は、別表第2のとおりとする。

(職務)

第6条 事務局長は、会長の命を受け、事務局を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ事務局長が指名した事務局次長がその職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(会長の権限に属する事項)

第7条 会長の権限に属する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総会の招集に関すること。
- (2) 総会に付すべき事項に関すること。
- (3) 本会の委員等の委嘱等に関すること。
- (4) 本会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の運営について特に重要と認められる事項に関すること。

(専決)

第8条 事務局長及び事務局次長が専決できる事項は、別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要と認められる事項については、別に定める。

3 前項の規定にかかわらず、特に異例と認められる事項については、あらかじめ会長の指示を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決する。

2 事務局長が不在のときは、あらかじめ事務局長が指名した事務局次長がその事務を代決する。

(記号及び番号)

第10条 文書には、記号及び番号を付けるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

2 文書の記号は、「鹿市国実」とする。

3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(起案)

第11条 文章を起案するときは、原則として起案用紙を用いなければならない。

2 軽易な事案及び定例的に取り扱う事案に係る起案は、起案用紙を用いず、文書の余白を利用し、行うことができる

(保存)

第12条 事務の処理が完結した文書は、事務局にて編冊し、事務局次長が別に定める期間保存しなければならない。

(公印)

第13条 事務局で使用する公印の種類等は、別表第4のとおりとする。

2 前項に定める公印の保管は、事務局長が行うものとする。

(準用)

第14条 文書及び公印の取り扱いに関しては、鹿島市文書取扱規程（昭和54年11月16日訓令第10号）及び鹿島市公印規程（昭和31年4月24日訓令甲第1号）の例による。

(旅費)

第15条 職員がその職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額については、原則として鹿島市の例による。

(費用弁償)

第16条 本会役員及び委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。ただし、本会の会議の出席に要する経費については、この限りではない。

2 前項において支給される費用弁償の額及び支給方法については、前条第2項の例による。

(予算)

第17条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算を変更する場合は、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第18条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第16条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第19条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第20条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第21条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、鹿島市財務規則（昭和39年11月10日規則第10号）の例による。

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

(施行期日)

この規程は、令和4年3月25日から施行する。

別表第一（第4条関係）

事務局長	鹿島市国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進室長
事務局次長	同上 室長補佐
事務局職員	同上 主査・職員

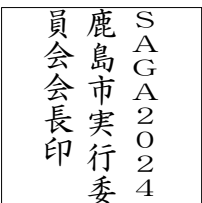
別表第二（第5条関係）

1 事務局の組織、人事、服務等に関すること。
2 総会、専門委員会の事務に関すること。
3 本会の事業計画及び事業報告に関すること。
4 本会の予算、決算及び監査に関すること。
5 その他、本会の事務に関すること。

別表第3（第8条関係）

事項	事務局長専決事項	事務局次長専決事項
1 職員の任命に関する こと	第4条第3項の規定により、 会長が特に必要があると認 めた職員の任命に関するこ と	—
2 職員の服務に関するこ と	事務局次長の服務に関する こと	その他の職員の服務に関す ること。
3 旅行命令に関すること	委員等の旅行命令に関する こと。	—
4 職員の事務分掌に関す ること	—	事務局職員の事務分掌に関 すること。
5 総会など開催事務に関 すること	総会の開催に関すること。	専門委員会及び連絡会議等 の開催に関すること。
6 文書に関する事務に関 すること	規程等の制定及び改廃に関 すること。また、重要な通 知、申請、照会等に関するこ と。	軽易な通知、申請、照会等 に関すること。
7 資金前渡職員に関する こと	—	任命に関すること。
8 予算の流用に関するこ と	重要なもの	軽微なもの。
9 契約等に関すること	重要なもの	軽微なもの。
10 刊行物の発行に関する こと	特に重要な刊行物に関する こと。	刊行物の発行に関するこ と。
11 その他	前各号に掲げるもののほ か、これらに類するものと 認められる事項に関するこ と。	前各号に掲げるもののほ か、これらに類するものと 認められる事項に関するこ と。

別表第4（第13条関係）

公印の種類	ひな型	形状	寸法	書体
SAGA2024 鹿島市実行委員会 会長印		正方形	24 ^ミ 角	楷書